

CCUS職種コード		19トンネル特殊工-02シールド工（特殊作業員）、03推進工（特殊作業員） 20トンネル作業員-02シールド工（普通作業員）、03推進工（普通作業員） 21トンネル世話役-02シールド工（世話役）、03推進工（世話役）
能力評価実施団体		公益社団法人日本推進技術協会
呼称		都市トンネル技能者
レベル4	就業日数	10年（2150日）
	保有資格	◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（職種：シールド工）〔91041〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（職種：推進工）〔91046〕 ◇登録都市トンネル基幹技能者講習〔00046〕 ●レベル2、3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年（645日）
レベル3	就業日数	7年（1505日）
	保有資格	●職長・安全衛生責任者教育〔60001または60011〕 ◇青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）（職種：シールド工）〔92041〕 ◇青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）（職種：推進工）〔92046〕 ◇以下の資格のうち2つ以上 ✓推進工事技士〔30062〕 ✓ずい道等の掘削等作業主任者技能講習〔40008〕 ✓ずい道等の覆工作業主任者技能講習〔40009〕 ✓酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（第2種）技能講習〔40029〕 ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年（215日）
レベル2	就業日数	2年（430日）
	保有資格	●酸素欠乏危険作業特別教育〔50037〕、酸素欠乏危険作業主任者（第1種）〔40028〕または酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（第2種）技能講習〔40029〕 ●墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業を除く）特別教育〔50058〕 ●以下の資格のうち3つ以上 ✓測量士〔33001〕または測量士補〔33002〕 ✓クレーン・デリック運転士〔36019〕 ✓地山の掘削および土止め支保工作業主任者技能講習〔40005〕 ✓地山の掘削作業主任者技能講習（旧）〔40006〕及び土止め支保工作業主任者技能講習（旧）〔40007〕 ✓足場の組立て等作業主任者技能講習〔40011〕 ✓ガス溶接技能講習〔40032〕 ✓床上操作式クレーン運転（つり上げ荷重5t以上）技能講習〔40030〕 ✓小型移動式クレーン運転（つり上げ荷重1t以上5t未満）技能講習〔40031〕 ✓フォークリフト運転（最大荷重1t以上）技能講習〔40033〕 ✓車両系建設機械（整地・運搬・積込み用および掘削用）運転（機体重量3t以上）技能講習〔40035〕 ✓玉掛け（つり上げ荷重1t以上のクレーン等）技能講習〔40040〕 ✓アーク溶接特別教育〔50003〕 ✓小型車両系建設機械（整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械）の運転（機体重量3t未満）特別教育〔50012〕 ✓軌道装置の動力車運転特別教育〔50022〕 ✓クレーンの運転（つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ）特別教育〔50024〕 ✓ずい道等の掘削・運搬・覆工等の作業特別教育〔50043〕 ✓足場の組立て、解体または変更の作業特別教育〔50052〕 ✓電気取扱い業務（高圧・特別高圧電気取扱業務）特別教育〔50054〕 ✓電気取扱い業務（低圧電気取扱業務）特別教育〔50055〕
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。CCUS職種コード欄の（）は、CCUS職種コードを示している。※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

※ 下線の資格については、併記している資格の上位又は同位として位置付け、併記している資格を保有するものと取り扱う。